

改正

平成一一年一〇月条例第三六号

平成一三年 三月条例第二〇号

平成一七年 三月条例第六号

平成一九年 六月二九日条例第三五号

平成二五年 六月二八日条例第三〇号

平成二七年 七月一〇日条例第二二号

平成二八年 三月二五日条例第四号

平成二八年一〇月三一日条例第四三号

平成二九年 三月二九日条例第四号

令和 三年一一月 五日条例第三〇号

江戸川区個人情報保護条例

(目的)

第一条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、区の実施機関が個人情報の収集、保管及び利用をする場合の基本原則を明確にし、個人情報の管理の適正を期するとともに、区政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民の基本的人権を擁護することを目的とする。

一部改正〔平成一七条例六号・二五年三〇号〕

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし、特定個人情報に含まない個人情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- 二 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（特定個人情報を除く。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるために保有しているものをいう。ただし、行政文書（江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）第二条第二項

に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

三 個人情報ファイル 保有個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

四 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

五 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるために保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

六 特定個人情報ファイル 保有特定個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

八 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

九 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

十 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

十一 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

十二 受託者等 次に掲げる者をいう。

イ 実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者

ロ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により区の

指定を受け、公の施設の管理を行う者

十三 受託業務 受託者等が取り扱う業務をいう。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号・令和三年三〇号〕

（実施機関等の責務）

第三条 実施機関は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な権利を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 実施機関は、事業者及び区民が個人情報の重要性について理解を深めるための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号〕

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的な権利を侵害することのないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業における区民からの個人情報に係る苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号〕

（区民の責務）

第五条 区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、区とともに個人情報の保護に努めなければならない。

（適正収集の原則）

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

（収集禁止事項）

第七条 実施機関は、法令等に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その職務の範囲内で行われるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- 一 思想、信条及び宗教に関する事項
- 二 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- 三 犯罪に関する事項

一部改正〔平成二五年条例三〇号〕

( 収集の制限 )

第八条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。ただし、特定個人情報を収集する場合には、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合に限る。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

四 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

五 前各号に掲げるもののほか、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例第二十号）第一条に基づく江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、実施機関が特に必要と認めたとき。

3 本人又はその代理人による法令等に基づく申請行為が行われた場合は、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。

一部改正〔平成一三年条例二〇号・一七年六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

( 業務の登録 )

第九条 実施機関は、個人情報に係る業務を新たに開始するときは、次に掲げる事項を、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

一 業務の名称

二 業務の目的

三 対象となる個人の範囲

四 保有個人情報記録（保有特定個人情報記録を含む。以下この項において同じ。）の項目

五 個人情報保護管理責任者

六 個人情報ファイル（特定個人情報ファイルを含む。以下この項において同じ。）の名称

七 個人情報ファイルの利用目的

八 個人情報ファイルに記録される個人の範囲

九 個人情報ファイルに記録される保有個人情報記録の項目

十 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録した業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しな

なければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により登録をしたとき又は前項の規定により登録の抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人情報業務登録簿を区民の閲覧に供さなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

（適正管理の原則）

第十条 実施機関は、保有個人情報及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- 一 保有個人情報等は、正確かつ最新なものとする。
- 二 保有個人情報等の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- 三 保有個人情報等の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、管理の必要がなくなった保有個人情報等は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

（個人情報保護管理責任者の設置）

第十一条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号〕

（保有個人情報の目的外利用の制限）

第十二条 実施機関は、第九条第一項の規定により登録した保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報の利用（以下「保有個人情報の目的外利用」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、保有個人情報の目的外利用をすることができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
- 四 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びそれらに準ずる規程の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

五 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、実施機関が特に必要と認めたとき。

3 実施機関は、前二項の規定により保有個人情報の目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第十二条の二 実施機関は、第九条第一項の規定により登録した保有特定個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報の利用（以下「保有特定個人情報の目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）をすることができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、実施機関が、前項の規定により保有特定個人情報の目的外利用をしたときにこれを準用する。

追加〔平成二七年条例二二号〕、一部改正〔平成二七年条例二二号〕

（情報提供等記録の利用の制限）

第十二条の三 実施機関は、利用目的の範囲を超えて情報提供等記録の利用をしてはならない。

追加〔平成二七年条例二二号〕

（保有個人情報の外部提供の制限）

第十三条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供することができる。

一 法令等に定めがあるとき。

二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、実施機関が特に必要と認めたとき。

3 実施機関は、前二項の規定により保有個人情報の外部提供をする場合は、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

4 実施機関は、第一項又は第二項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録

し、区民の閲覧に供さなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

（保有特定個人情報の提供の制限）

第十三条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに保有特定個人情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該保有特定個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 3 前条第四項の規定は、実施機関が、第一項の規定により保有特定個人情報の提供をしたときにこれを準用する。

追加〔平成二七年条例二二号〕

（電子計算組織による処理）

第十四条 実施機関は、第七条各号に掲げる事項に関する保有個人情報等を、電子計算組織に記録してはならない。

- 2 実施機関は、電子計算組織による保有個人情報等の処理の開発及び変更を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 実施機関は、第二条第三号イに掲げる個人情報ファイル又は同条第六号イに掲げる特定個人情報ファイルに係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号〕

（電子計算組織の結合禁止）

第十五条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を処理するため、区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合（以下「外部結合」という。）を行ってはならない。ただし、実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いて、公益又は区民福祉の向上のために必要かつ適切な場合で、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、特定個人情報を処理するため、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、外部結合を行ってはならない。
- 3 実施機関は、第一項ただし書及び前項の規定により外部結合をするときは、保有個人情報等の保護について必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、外部結合をした場合において、必要と認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 外部結合先に対し、個人情報の利用状況及び保護措置について報告を求め、又は調査すること。

二 区民の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときは、当該外部結合に係る通信回線の切断を行うこと。

5 実施機関は、第一項ただし書及び第二項の規定により外部結合をしたときは、規則で定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

一部改正〔平成一一年条例三六号・一七年六号・二五年三〇号・二七年二二号〕

（自己情報の開示の請求）

第十六条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければならない。

一 法令等に定めがあるもの

二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当と認められるもの

三 前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をした者（以下「開示請求者」という。）以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分



四 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

五 行政上の義務に違反する行為の取締りその他に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

六 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

七 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

八 未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人による開示請求がなされた場合において、当該未成年者等の意思又は利益に反すると認められるもの

3 実施機関は、請求に係る自己情報に不開示情報が記録されている場合において、その部分を容

易に、かつ、自己情報の開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて開示請求に応じなければならない。

4 実施機関は、第二項の規定により開示請求に応じることができない自己情報であっても、期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示請求に応じなければならない。

5 実施機関は、開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで当該請求に応じないことができる。

一部改正〔平成一七条例六号・一九年三五号・二五年三〇号・二七年二二号・二八年四号〕

（自己情報の訂正の請求）

第十七条 何人も、自己情報について事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

一部改正〔平成一七条例六号〕

（保有個人情報の削除の請求）

第十八条 何人も、第六条、第七条又は第八条第一項若しくは第二項の規定に反し、自己に関する保有個人情報が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有個人情報の削除を請求することができる。

一部改正〔平成一七条例六号・二七年二二号〕

（保有特定個人情報の削除の請求）

第十八条の二 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第十九条の二において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

一 第六条、第七条又は第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して取得されたものであるとき。

二 番号法第二十条の規定に違反して特定個人情報を収集し、又は保管されているとき。

三 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

追加〔平成二七条例二二号〕、一部改正〔平成二七条例二二号・二九年四号〕

（保有個人情報の利用中止の請求）

第十九条 何人も、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定に反し、自己に関する保有個人情報の目的外利用がされ、又は外部提供されているときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

る。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号〕

（保有特定個人情報の利用中止等の請求）

第十九条の二 何人も、自己に関する保有特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当し、保有特定個人情報の目的外利用がされ、又は実施機関以外のものに特定個人情報の提供がされているときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- 一 第十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報の目的外利用がされているとき 当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止
- 二 第十三条の二第一項の規定に違反して提供されているとき 当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止

追加〔平成二七年条例二二号〕

（法定代理人等の請求）

第十九条の三 未成年者等の法定代理人、本人の委任を受けた者又は実施機関が特別の理由があると認めた者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十八条の二、第十九条又は前条の規定による請求をすることができる。

追加〔平成一七年条例六号〕、一部改正〔平成二七年条例二二号〕

（請求の方法）

第二十条 第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十八条の二、第十九条又は第十九条の二の規定による請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、本人又は法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所
- 二 自己情報を特定するための事項
- 三 請求の趣旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

一部改正〔平成一七年条例六号・二五年三〇号・二七年二二号・二八年四号〕

（請求に対する決定等）

第二十一条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して、開示請求にあっては十五日以内に、訂正、削除及び利用中止（自己に関する保有個人情報の目的外利用若しくは外部提供の中止又は自己に関する保有特定個人情報の目的外利用若しくは

提供の中止をいう。以下同じ。)の請求にあつては二十日以内に、当該請求に対する可否を決定し、その旨を速やかに当該請求者に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該請求の全部又は一部に応じないことと決定したとき(第十六条第五項の規定により当該請求に応じないとき及び当該請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、その理由(その理由がなくなる期日が明示できるときは、その理由及び期日)を併せて通知するものとする。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項の期間内に決定することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を受理した日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに当該請求者に通知するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号・二八年四号〕

(第三者保護に関する手続)

第二十一条の二 開示請求に係る自己情報に開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合においては、実施機関は、前条第一項の決定(以下「開示決定等」という。)をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十六条第二項第三号ロ又は第四号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示請求に対する次条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

全部改正〔平成二八年条例四号〕

(決定後の手続)

第二十二條 実施機関は、第二十一條第一項の規定により自己情報の開示、訂正、削除又は利用中止の請求に応じることと決定したときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 自己情報の開示は、当該自己情報の閲覧、写しの交付その他規則で定める方法により行うものとする。

3 自己情報の開示の決定を受けた者が当該自己情報の開示を受ける期間は、第二十一條第一項の規定による通知があった日から三箇月以内とする。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに自己情報の開示の決定を受けた者が当該自己情報の開示を受けないときは、当該自己情報は、当該自己情報の開示の決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

5 第一項の規定により訂正（情報提供等記録の訂正を除く。）、削除又は利用中止の請求に応じたときは、実施機関は、その旨を当該自己に関する保有個人情報の外部提供又は自己に関する保有特定個人情報の提供を受けているものに対し、通知しなければならない。

6 第一項の規定により、実施機関が、保有する情報提供等記録の訂正に応じた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九條第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同條第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六号・二七年二二号・二八年四三号・令和三年三〇号〕

（費用の負担）

第二十三條 この条例の規定による自己情報の開示、訂正、削除及び利用中止に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規定により自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項に規定する自己情報の写しの交付を受ける者の費用負担は、実施機関が必要と認めたときは、減免することができる。

（審理員に関する規定の適用除外）

第二十四條 開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九條第一項本文の規定は、適用しない。

全部改正〔平成二八年条例四号〕

( 審査会への諮問 )

第二十五条 開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の削除をすることとする場合
- 五 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

全部改正〔平成二八年条例四号〕

( 諮問した旨の通知 )

第二十六条 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）
- 二 開示請求等をした者（開示請求等をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

全部改正〔平成二八年条例四号〕

( 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 )

第二十七条 第二十一条の二第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

全部改正〔平成二八年条例四号〕

（答申の尊重義務）

第二十八条 審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

全部改正〔平成二八年条例四号〕

（受託者等に対する措置）

第二十九条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、その委託契約において、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により外部に委託したときは、規則で定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

一部改正〔平成一七条例六号〕

（受託者等の義務）

第二十九条の二 受託者等は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

3 受託者等は、受託業務を委託してはならない。ただし、当該受託業務の一部について、やむを得ず委託するときは、あらかじめ実施機関の承認を得なければならない。

追加〔平成一七条例六号〕、一部改正〔平成二五年条例三〇号〕

（出資法人等の義務）

第三十条 区が出資する法人等で区長が指定するもの（以下「出資法人等」という。）が個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等が前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

一部改正〔平成一七条例六号〕

（運用状況の公表）

第三十一条 区長は、毎年一回、この条例の運用状況について、区民に公表するものとする。

(他の制度との調整)

第三十二条 他の法令等の規定により、実施機関に対して自己情報の開示、訂正、削除、利用中止その他これらに類する請求ができる場合は、それぞれの定めるところによる。ただし、自己に関する特定個人情報の開示請求ができる場合にあっては、この限りでない。

2 この条例は、区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。

一部改正〔平成二七条例二二号〕

(苦情処理)

第三十二条の二 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関し、区民から苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 区長は、事業者が個人情報の取扱いにおいて不適正と認められるときは、必要な指導、助言等を行うことができる。

追加〔平成一七条例六号〕

(罰則)

第三十二条の三 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第三号イに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。

追加〔平成一七条例六号〕

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則



( 施行期日等 )

- 1 この条例は、平成六年十月一日から施行する。ただし、付則第二項の規定は、公布の日から施行する。

( 実施のための準備 )

- 2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、業務の登録、この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他必要な準備を行うことができる。

( 経過措置 )

- 3 この条例の施行の際、実施機関が現に行っている個人情報に係る業務の登録については、第九条第一項中「個人情報に係る業務を新たに開始するときは、次の各号に掲げる事項」とあるのは、「現に行っている個人情報に係る業務について、次の各号に掲げる事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 4 前項の規定により、実施機関が業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の規定により行った収集、保管及び利用とみなす。

付 則 ( 中間省略 )

付 則 ( 平成一七年三月二五日条例第六号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際、実施機関が現に行っている個人情報に係る業務の登録については、この条例による改正後の江戸川区個人情報保護条例 ( 以下「新条例」という。 ) 第九条第一項中「個人情報に係る業務を新たに開始するときは」とあるのは、「現に行っている個人情報に係る業務について、この条例の施行後遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 3 実施機関が、既に行った又は現に行っている個人情報の収集、保管及び利用については、新条例の規定により行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現になされている自己情報に係る請求のうち、実施機関の決定等がなされていないものについては、新条例の規定を適用する。
- 5 新条例第三十二条の三に規定する罰則は、この条例の施行の日以後にした行為に対して適用す

る。

付 則（平成一九年六月二九日条例第三五号）

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

付 則（平成二五年六月二八日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年七月一〇日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区個人情報保護条例第二条及び第八条から第十一条までの改正規定 平成二十七年十月五日

二 第一条中江戸川区個人情報保護条例第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十四条、第十五条及び第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十九条及び第十九条の二の改正規定、同条を同条例第十九条の三とし、同条例第十九条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第二十条、第二十一条、第二十二条及び第三十二条の改正規定 平成二十八年一月一日

三 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

付 則（平成二八年三月二五日条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた自己情報の請求に係る開示等の決定又は不作為について適用し、施行日前にされた自己情報の請求に係る開示等の決定又は不作為については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年一〇月三一日条例第四三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた自己情報の開示の請求について適用し、施行日前にされた自己情報の開示の請求については、なお従前の例による。

（江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年七月江戸川区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（平成二九年三月二九日条例第四号）

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和三年十一月五日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十一号の改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。（令和三年一二月規則第九四号で、同四年四月一日から施行）